

# 両響会 2010年度総会

## 議事次第

2010年6月12日(土)

### 総会

- 1, 開会挨拶 両響会会長：似鳥 健彦
- 2, 会計報告 両響会会計：岡 伸太郎
- 3, 規約説明
- 4, 現役の活動状況報告 両国高等学校・附属中学校管弦楽部部长：太田 みのり
- 5, 淡交フィルハーモニー管弦楽団よりお知らせ 淡交フィルハーモニー管弦楽団团长：軽部 信雄
- 6, 今後の活動について
- 7, 質疑
- 8, 閉会挨拶

### 懇親会

- 1, 来賓挨拶 淡交フィルを後援する会会長：長谷川 澄雄氏
- 2, 乾杯
- 3, 歓談
- 4, 締め

## 出席者一覧

回	氏名	楽器
49	似鳥 健彦	Ob
50	桑村 益夫	Tp
55	木尾 信子	Vo-Vn
55	真篠 宏明	Vn
57	桜田 武	Vn
64	軽部 信雄	Vc
69	清水 伸行	Perc
81	岡 伸太郎	Vc
92	中島 大和	Tb
94	安間 憲一	Cb
96	塚本 直司	Va
98	塚本 夏世	Vc
98	蒔田 梢	Vn
98	向 賢一	Tb
高2	太田 みのり	Va

### ご来賓

長谷川 澄雄 様 淡交フィルを後援する会

事前にご連絡いただいた方を記載しています。

# 両響会規約（改正案）

2010.6.12

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は両響会と称する。

(目的)

第2条 本会は、両国高等学校音楽部及び管弦楽部の卒業生(以下「OB」という)相互の親睦交流を図るとともに、現役の両国高等学校・附属中学校管弦楽部(以下「現役」という)を支援することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一、OBの親睦交流を深めるための連絡調整
- 二、OB名簿の管理
- 三、現役への技術指導及び指導者の斡旋
- 四、現役への楽器貸し出し及び楽器調整修理の支援
- 五、自主運営組織「淡交フィルハーモニー管弦楽団」、OB、現役三者の連絡調整

## 第2章 会員

(構成)

第4条 本会は、次の会員から構成される。

会員 すべてのOB

正会員 年会費を納入したOB

特別会員 本会が特に認めた関係者

- 二、正会員と特別会員は、本会の議事に参与することができる。

(会費)

第5条 正会員および特別会員は、別に定める年会費を納入しなければならない。

## 第3章 役員

(定数)

第6条 本会に次の役員を置く。

幹事 9名以内

会計監査 1名

二、幹事のうち、1名を会長とし、副会長を2名置くことができる。

(選任)

第7条 役員は、総会において選任する。

二、会長及び副会長は、幹事の互選とする。

(職務)

第8条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

二、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

三、幹事は、幹事会を構成し、この規約及び総会又は幹事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

四、会計監査は、幹事の業務執行状況及び本会の財産状況を監査する。

(任期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

二、補欠のため就任した役員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

## 第4章 総会

(総会)

第10条 総会は、毎年1回開催する。

二、幹事会が必要と認めた場合は、臨時総会を開催することができる。

(幹事会)

第11条 幹事会は、幹事をもって構成する。

(幹事会の議決事項)

第12条 幹事会は、次の事項を議決する。

一、総会に付議すべき事項

二、総会の議決した事項の執行に関する事項

三、その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

## 第5章 会計

(事業年度)

第13条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(財産)

第14条 本会の財産は、年会費、寄付金、その他の収入をもって構成する。

(事業計画及び予算)

第15条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、幹事会の議決を経て総会に諮ることとする。

### 付則

1、この規約は、本会の成立の日から施行する。

2、本会の役員は、次のとおりとする。

会長	似鳥 健彦(49回)
副会長	千歳 壽一(49回)
副会長	秋山 秀海(57回)
顧問	早川 正昭(49回)
幹事	軽部 信雄(64回)
幹事(会計担当)	岡 伸太郎(81回)
会計監査	向 賢一(98回)

3、本会の設立当初の年会費及び寄付金は、次に掲げる額とする。

年会費 3,000円

寄付金 1口(1,000円)以上

4、下記に該当する会員または特別会員は、年会費を免除する。

(1) 卒業回が61回以前で、年会費10年分以上を納入した。

(2) 当会に楽器を贈与した。

(3) 当会に楽器を無期限に貸与している。